

平成 23 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 2 回会議要旨

<開催日>

平成 23 年 6 月 1 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

岡本部会長、入江委員、小菅委員、富井委員、山村委員

事務局（4 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

<開会>

1 指定管理者制度について

【部会長】

本日は、まず行政管理課から指定管理制度について全体的な説明を受けます。

次にどの課をヒアリングにお呼びするか検討したいと思います。

では指定管理者制度についての説明をお願いします。

【事務局】

まず、ヒアリング項目の質問15の①「計画事業102において「運営経費については経常事業に移行する」ということで方向性が「一部経常事業移行」の扱いになっているが、98～101についても単なる「継続」ではなく、「一部経常事業移行」にならないのか。」ということについてご説明します。

102「図書館における指定管理者制度の活用」については、「一部経常事業移行」と書かれていたものが、「経常事業化」に修正されました。それを踏まえてご説明させていただきます。

内部評価の作成にあたり、「第二次実行計画への方向性（見込み）」の考え方について、行政管理課からこの書き方について各課に説明しました。

計画事業として引き続き実施する見込みの場合には、「継続・拡大・縮小・手段改善」のどれかにつける。例えばこの計画事業に枝事業がいくつかあったとして、枝事業を1つ減らすから縮小とか、枝事業を増やすから拡大という書き方ではなく、本来の目的に沿って、事業全体がおおむねそのまま継続していくなら「継続」。内容を拡大していくなら「拡大」。縮小するなら「縮小」。手段をその目的に沿って変えていくことが今の段階でわかっているなら「手段改善」。このようにつけてくださいと説明をしております。単に枝事業が増えるとか、件数が

減るとか、そういう趣旨ではありません。そのため、今の段階では「継続」というのが多くなっている状況があります。

「廃止・終了」については、経常事業・計画事業、どちらでもこの目的では行わない場合につけるよう説明をしています。例えば建物が建って、今後運営していくような場合でも、その事業の目的が建てるところまでならば、その事業は終わりになるので、「廃止・終了」とつくこともあります。他の事業と統合するようなときも、ここにつく場合があります。そういう場合につけてくださいと説明しました。

経常事業化する場合には「その他（経常事業化）」につけてくださいと説明しています。枝事業の一部が経常事業化する場合も、その主たる目的が計画事業として残る場合には、「継続」となります。102にはこの趣旨から再検討した結果「経常事業化」となりました。

ヒアリング項目15の質問①については、そういう趣旨でございます。

次に質問②「利用者は選定にどのように関わったのか。」です。

区では平成21年3月に、「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針」を定めております。

この活用方針に「指定管理者となるべき団体の選定に係る評価委員会の設置」ということが規定されています。外部、内部の構成からなる評価委員会を設置するように規定しています。その外部の評価委員会に、地域住民、もしくは地域委員等を入れることを考慮するよう、行政管理課で指導しております。ただ、事業内容によっては地域委員等を入れることができない場合もございます。そういう場合には、公開プレゼンテーションも考えております。そういうところに利用者の方に参加していただき、そのときにアンケートを行います。その回答を選定の参考にする。また、現在直営でやっている施設の利用者の方からは、アンケート等ございますから、そういったものを選定のときの資料とする。利用者の声についてはそのような形で反映させています。指定管理者の選定のときにはそのような形をとっているということになります。

次に、③「労働環境モニタリングの結果を知りたい。」です。

お手元に資料を用意いたしました。ホームページでご覧いただくこともできます。そもそも「労働環境モニタリング」は法により規定しているものではなく、新宿区が独自に指定管理者制度の中で実施しているものです。他区でも何箇所かやっているところがあります。目的としては、指定管理者の業務が、適正な労働環境の基に行われることにより、従事者一人一人の能力が最大限に発揮され、公共サービスの質の向上を図ることができるよう労働環境モニタリング調査を行っています。原則として指定管理期間中の2年目に実施することにしてあります。

実施内容としては、社会保険労務士等をお願いして労働条件を確認しています。労働監督署等が入るわけではないので、あくまで気づきのためのものです。その上で改善いただいて、よりよい労働環境を保つことにより、サービスの質の向上を図っていくという趣旨で実施しているものです。

次に、④「第一次実行計画の中で、指定管理者制度を導入した事業のうち、まちづくり編・区政運営編別の件数を教えてほしい。」です。

回答としましては、まちづくり編が「23、27、36、54、」の4事業、区政運営編は「98～

102、107、110、141、121」の9事業になります。

次に⑤「指定管理者の種別（法人・株式会社・NPO等）及び件数を教えてほしい。」です。

まず、23年4月1日現在で、71施設が指定管理者制度を導入した施設になっております。既に更新を迎えているところもあり、指定管理者が変わった施設もございます。

特例民法法人等が20法人、公共的団体が13団体、NPO法人等が8団体、その他が16と分類しております。

次に⑥「指定管理者に選定されるまでの過程、内容を知りたい。」です。

工程としましては、指定管理者制度の活用の検討を行います。これについては先ほどご説明した活用方針をあわせて見てください。

指定管理者制度の活用の検討をする際には、区の定めた活用方針に基づきまして、新たに公の施設を設置する場合は指定管理者制度の活用の検討をする。それ以外でも、例えば建て替えの時期、そういったことをとらえて、指定管理者制度を活用するかどうかを検討していくということになります。

行政目的の観点から、直営とするべきと認めるものを除き、管理は原則として指定管理者によるものとなっております。直営にメリットがあるということであれば、指定管理者制度の導入も、所管課で検討することになります。

次に調整会議という、副区長をトップとする別会議体がございます。その中で内容を検討していくこととなります。例えばまず公募にするのか、非公募にするのか。指定の期間が妥当か。利用時間、休館日、利用料金などといった内容を調整していきます。ですから、所管課だけで決めているのではなく、別会議体をもって指定管理者の選定に関する事等も含めて調整しているということになります。

指定管理者の募集について説明いたします。

まず募集要項を作成して公表します。その後申請予定団体説明会や現地施設見学会を行い、この公募に当たっての説明を事業者にします。ホームページ等でこういうことをやることを公表し、募集をかけて公募をスタートしていくこととなります。

それが終わりますと、質問の受け付けがあります。募集要項や業務要求水準の中身に対して質問等が出てきます。申請書を提出するまでの間に、書き方、それから業務の内容など、詳しい質問がございますので、それらについて受け付けることとなります。質問に対しての回答の仕方なのですが、例えば1社からあったら1社に回答するのではなくて、質問期間に質問をためます。その上で回答をつくり、ホームページ等で全部公表していくという方法になります。公平性を保つため、このような方法をとっています。

次に申請書の提出をいただきます。区では、この公募の期間を最低限30日間は設けることにしています。

それらの申請を受けた段階で、今度は審査に入っていきます。審査については、先ほど申し上げたとおり、評価委員会を設置しておりますので、内部と外部の方からなる評価委員会で審査をしていきます。主に第一次審査と第二次審査というような形で、まず初めに、その申請に

基づいた書類審査を行います。その次に、提案内容の説明の聴取、ヒアリング、もしくは公開プレゼンテーションを行います。先ほど申し上げた区民参加型の公開プレゼンテーションを開く場合には、そのような形で行うことにより、第二次審査となります。

第一次審査が終了した段階で、事業者に可否を通知します。合格となった事業者については、第二次審査に移っていただきます。基本的に第一次審査は非公開です。応募があった事業者名も公表しておりません。第二次審査以降は、公開プレゼンテーション等がございますので、公開になることもあります。第二次審査によって最終的な結果が出ます。

その後、議会で議決されて、最終的に指定になります。

指定管理者の選定の大まかな流れはこのような形になります。

続いて先ほどの労働環境のモニタリングについてご説明いたします。

これは21年度に試行という形で始めたものでございます。この時点では決まりなどありませんでしたから、指定管理者にご協力いただいて実施したものです。

調査方法は、書類の確認から始まりまして、従事者への個別面接や、現地調査を行います。それらを踏まえた上で結果をまとめて、最後にフォローアップという形で、改善報告を受けるまでが一連の作業になります。1施設についておおむね3カ月かかっているようです。

モニタリングの視点は、区が見ていただく内容を決めています。労働条件等、安全衛生関係、労働時間の管理、給与等でございます。社会保険労務士さん等に見ていただいて、指定管理者施設の従業者の労働環境を改善していくよう、モニタリングを実施しています。先ほどもご説明しましたが、労働環境を維持向上していくことによって、より質の高い公共サービスを実施していただくということを目指しています。

労働環境モニタリングについては以上です。

質問に戻りまして⑦「公募によらず選定される場合の考え方について教えてほしい。」です。

指定管理者の選定におきましては、公募と非公募という方法がございます。公募は先ほどご説明したとおり、申請に基づいて、それで選定していくという方法です。非公募というのは、どこか1団体に限定する方法なのですが、これにつきましては、先ほど説明した調整会議で、公募によらない特段の理由の説明を主管課から受けて、そこで調整しております。ですから、例えば今まで委託でやっていたから、それを指定管理者に変えるので事業者を変えませんなどという理由ではなく、業務に基づいた特段の理由がきちんと説明され、その理由の適正を確認した上で調整を図っていくことになります。

質問16以降につきましては、導入効果等の話ですので、各所管課からの回答となっております。ここににつきましては、部会の中で検討していただき、ヒアリングにするか検討していただきたいと思います。

次に、一番多かった質問で、利用者の意見をどのように確認するのかについて説明します。

活用方針の中にもありますが、年に1回以上は利用者アンケートを採りなさいということを指導しています。所管課がアンケートを採るような機会があった場合は、それに代えることができます。また第三者評価などを行った場合にもこれに代えることもできるような規定をつく

っております。実際に確認したところだと、このアンケートのほかに、例えば福祉施設であれば、その利用者懇談会を開いて、そこで意見を吸い上げております。

また、利用者が特定の人ではない施設については、アンケートを採るだけでなく、いろいろ町会、自治会等で確認を取ったり、懇談会なども開いたりしていることを確認しております。利用者満足度については、そのような方法で採っています。

この質問に対する説明については、以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

指定管理者制度の導入の大前提は、利用者の視点、区民の視点に立ったサービスの向上だと認識しています。例えば時間の延長ができるなど、運営面のサービスによる利用者の利便性の向上が1つ。新宿区の経費負担軽減が1つ。指定管理者制度導入の大きな柱はこの2点だと思います。

指定管理者制度を導入した施設は、株式会社、法人など71施設ですが、例えば非営利特定活動法人は、71件のうちの10%の8件しかない。あとは、営利を目的とした団体です。

株式会社等の営利団体は、指定管理者の指定を受けて、利益の捻出をどの辺からしているのかお聞かせください。これが1点目。

それから、指定管理者に申請する場合は、ものすごい資料になる。100ページ、200ページの資料になってしまう。そのために区民団体によるグループサークルなどは指定管理者になれないシステムになっている。もう少し安易な方法で出来ないものか。これが2点目です。

それから児童館について、子どもを預けている保護者から、ちょっと宿題を教えてくれとか、おなかが痛くなったからちょっと医者連れていってくれという意見がないのかということを知りたいのです。子どもサービス課ではそのような要望は出ていませんと言うのですが、そんなことはないだろうと思います。聞き方の問題ではないかと思います。外部評価委員として、こういう点こそきちんと評価すべきだと思います。これは子どもサービス課の担当者に、改めてヒアリングでお聞きしたいと思います。

この3点、私は指定管理者については区民の視点で評価したいと思っています。

【部会長】

例えば株式会社の利益というようなことは、わかりますか。

【事務局】

利益がいくら出ているかは、私どもではわかりません。各事業者からは、年に1回事業報告書はいただきますので、そのレベルではわかります。当初、指定管理料を区が算定をしまして、事業者に対してこれくらいの施設であれば、これだけ経費がかかるのではないかという手持ちの資料として、私ども当然作成します。算定をする一つの根拠となりますのが、直営時代にやっていたときの決算額ですとか、それから民間に委託する場合には委託契約をやっておりますので、そのときの委託契約の金額。それらによって指定管理者制度に変えた場合に、おおよそ

いくらになるだろうかというのを推定する。事業や規模によっても変わってくると思うのですが、やり方としてはそういうやり方をする。

次に視点として必要なことは、適切な算出をしていかなければいけないということで、過度に事業者に対して負担を強いることがないように金額にしなければいけない。安かろう、悪かろうとならないように注意するのが視点の２点目です。

算定の基礎となる金額の割り出し方としては、項目的には人件費。それから、事務費。これは旅費や消耗品費、会議費等です。それから、管理費としてかかる施設管理経費。それから、清掃経費。設備の機器管理経費。修繕費。光熱費。いろいろと細かいのですけれども、そういう経費を積み上げて、それでおおよそ指定管理料が、いくらぐらいになるのか考えます。

まず見込みを立てるわけです。

そこから、今度は利用料金収入を取っているところもありますから、その、これは実績から考えて、おおよそどれくらい利用料金収入があるかということを推測します。それを差し引きます。利用料金収入自体は、指定管理制度にした場合については、事業者が取れることとなりますので、その分を差し引いたものを指定管理料としているわけです。

指定管理者に利益が出た場合に、その利益をどう考えるかというところは、一部のところでは、いわゆる余剰金というものの考え方をしています。その余剰金にいわゆる利益、これが出てきた場合の利益配分を、協定で定めているところもございます。利益が出れば区のほうに何割還元するという取り扱いを協定で決めている。こういうところもございます。

１つの例を挙げますと、区民保養施設がございます。つつじ荘です。ここは自主事業を認めております。自主事業をやって、区民サービスの向上につながり、かつ利益が出た場合については、その利益のうちの何割かは区に還元する。そういう取り決めに協定上で結んでいる。そういう扱いもございます。

【部会長】

委員からの質問は、株式会社が受ける以上、損はしないと見込んでいると考えられる。何らかの形で利益は出ているのではないか。それが非常に多大な利益なのかどうなのかということ、区としては判断できないと考えていいですか。

【事務局】

指定管理者のチェック手法に、経済モニタリングというものがあります。新宿区では行っておりませんが、今後こういうことをやる必要があるのか検討課題ではあります。ただしこれは、利益がいくら出たというより、経営状態が安定しているか、その事業者がそのまま任せ続けても大丈夫かというような、そういう視点で見ていくものです。

【部会長】

株式会社がやるのだから、当然損はしていないであろうし、もしも損をしたら、次のときに指定管理者への公募に手を挙げない。

【事務局】

損をする金額では出てこないです。

【部会長】

割と労働集約型が多いから、労働環境モニタリングをすることにより、非常に劣悪な労働条件のもとで利益を上げることは、防いでいる。

【事務局】

そのとおりです。

【部会長】

スポーツ関係で指定管理者の指定を受けた株式会社が、水着やサプリメント等売り、そこで収益を上げたというようなことが区外でありましたが、新宿区ではどうですか。

【事務局】

それがいわゆる自主事業と言われる部分です。自主事業として認められる範囲かは、新宿区と必ず協議をし、区がオーケーを出しませんと、そういうものを販売することは出来ません。

【部会長】

余剰金が出たら、先ほどの保養所と同じような形になるということですか。

【事務局】

それは協定のつくり方です。すべてが保養所のようにやっているわけではございません。

【部会長】

公募の書類が多くて複雑で、NPO、区民の団体等では申請を出しにくいのではないかとこのことについてはどうですが。

【事務局】

一概にすべてが同じような仕様でやっているとはちょっと考えづらいのですけれども。

【部会長】

指定管理者制度を導入する施設の内容によっても仕様書は変わってくる。

【事務局】

変わると思います。

【委員】

その辺に、区民の視点と行政の視点の大きい違いがあると思います。市民グループ、新宿区にたくさんあるNPO等では、実際には出せない。

入札制ではなく、プロポーザル方式をとり、総合評価をするわけです。総合評価については、入札制度よりも確かに利点はあると思われます。しかし、これだけの書類を民間団体の人に出せと言っても無理です。結果的に新宿区の場合には、市民団体等はほとんど無い。

【事務局】

指定管理者制度を導入する施設によって、その重軽はあると思います。例えば地域センターの管理運営をしていただくものと、図書館の運営をしていただくものでは、当然仕様も変わりますし、求められる内容も変わります。

【部会長】

あと、先ほど公募によらない選定ということで、調整会議で協議しますということですが、

例えば公募によらないで指定したものがあれば、教えていただければと思います。

【事務局】

例えば、新宿区立東戸山高齢者在宅サービスセンターです。

ここは高齢者の方を対象とした施設です。このような、いわゆる福祉施設は、利用者の方と働いている方々の人間関係、信頼関係がないと、うまく回っていかないという状況があります。

福祉的な要素がかなり強いということ、安定したサービスを提供している事業者であること、利用者を対象に調査もやりましたところ、継続してこのままがいいという意見が多くございまして、その辺を総合的に判断した上で、非公募という形をとりました。

ただし、区では、非公募をするに当たっての選定委員会は全員外部委員と規定しています。

【委員】

指定管理者に移行する理由は、大きくまとめると安く、良くなるというものです。安くはなかったのですが、良くなるということについて、民間による柔軟で多様なサービスが可能になったことが書いていない。

サービスの質の向上というのをどう評価しているか。毎年1回以上行うアンケート結果をだれがどう評価しているのかなど、詳しく教えていただきたい。

【事務局】

手続きとしてはいわゆるサービス評価というのを必ずやるようになっております。

まず受託されている事業者が内部評価を行い、評価書を提出させるということを、年に1回実施しています。その評価書と事業報告書を基にして、今度は主管課を中心とした区の職員で構成する内部評価委員会が、必要があれば実地にも入った調査します。調査をした結果などをまとめて、これを議会に報告するという形をとっています。それでサービス水準が妥当かどうか評価をしています。

サービスの水準が上がっているかは、利用者数が増えているか、やっている講座ですとか、指定管理事業者ならではのアピールポイントなどにより検証することが出来ます。

【部会長】

あまり評判がよくないとか、問題がある場合は、3年とか5年の指定管理期間終了時に検討して、その事業者を外すことも可能だと考えてよろしいですか。

【事務局】

公募からやり直しますので、前取ったから必ずとれるというものでは当然ないです。

ただし、一方では労働環境を確保するため、安かろう悪かろうにならないようにということには注意しています。

【委員】

内部評価をして議会に出すということは、公表されているということですか。

【事務局】

公開情報です。

【委員】

管理者が変わると、利用者が困惑することなどあると思います。利用者に今までの良かった点、悪かった点などをアンケート等して、前にやっていた良かった点を引き継ぐ等、スムーズに移行がいくようにという工夫はされていますか。

【事務局】

直近の事例で申し上げますと、新しい事業者は1カ月以上前から入っていただいて、その時点では前の事業者がメインで動いているところに、施設内にもう1つ事業所を設けて、引き継ぎを行っていました。

【委員】

区内のいろいろな施設が、指定管理者制度のもとに運営されているわけですが、先ほども福祉の要素の強い、利用者との信頼関係を大切にしているところは非公募で選定しているという話もありました。やはり施設の内容によってすごく指定管理者制度がなじむのかどうかという問題があるのではないかと思います。例えば、児童館が指定管理者へ移行しているところですが、やはり地域の特定の家庭、特定の子どもたちと結びつきやすい場所であって、図書館やスポーツセンターのように、不特定多数の方の利用を前提とした、建物の管理を含む大きな施設の運営というよりは、もう少し細かい視点が必要な運営が求められる施設だと思います。そういう児童館を指定管理者制度導入施設に移行しようとしています。指定管理者制度を導入することが、いいのかどうかという判断は、どのように下されるのでしょうか。

【事務局】

指定管理事業者を入れることによって、より効果的、効率的に行政サービスができるかどうかという視点と、住民サービスの向上につながるかどうかということ。それから、経費の削減を図る。こういう視点を持って判断をしています。一概にどこの施設だから指定管理はだめと決めているわけではなく、施設ごとに判断させていただいているという形になります。

【部会長】

指定管理者に移行できそうな施設のうち、71箇所というのはどのくらいの割合でしょうか。

【事務局】

全体は私も把握していませんが、第二次実行計画にも、指定管理者へ移行するのが出てくると思いますので、すべてやり切ったという状況はないと思います。

【部会長】

区としては指定管理者がいいのか、直営の方がいいのかという議論は、今のところ出ているのでしょうか。

【事務局】

地方自治法の趣旨から、指定管理者に移行することを前提として考えます。それができない、そういう特別な理由があれば直営でやります。そういう形です。

【部会長】

今、直営で実施している施設はどんな施設がありますか。

【事務局】

保育園などがあります。

【部会長】

保育園が、まだいくつかあるということですね。

【事務局】

それから、先ほどの法人という考え方なのですが、法人格の有無は問われていないです。いわゆる個人はだめだと言っていますが、自治法上で法人その他の団体が指定管理者になることはできると規定しています。

【部会長】

法人その他の団体ですね。指定管理者制度についてはこれくらいでよろしいでしょうか。

2 ヒアリング対象の抽出等について

【部会長】

引き続きヒアリング対象の抽出を行います。第2部会からの質問に対する主管課からの回答が出ております。回答に追加・再質問のある事業についてヒアリング対象とします。

私の意見を申しますと、9「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてですが、「どんなことが議論されているか」という質問に、「男女共同参画推進会議の意見を参考にしながら」という答えなので、これではちょっと答えになっていないのではないかと。その意見というのはどのようなことが出ているかということをお聞きする必要があると思います。

【委員】

同感です。

【委員】

7「成年後見制度の利用促進」についても、現在3人が市民後見人として活動しているというのはわかりましたが、市民後見人の育成など、これからのことについてお話を伺いたいと思います。

【部会長】

8「男女共同参画の推進」はどうでしょうか。

「様々な機会をとらえ、積極的に働きかけていきます」との回答ですが、さまざまな機会というのが、具体的に何なのかまでは書いていないです。そこをお聞きしましょう。

主管課が教育委員会である14「確かな学力の育成」15「特色ある教育活動の推進」17「学校適正配置の推進」19「地域との協働連携による学校の運営」についてはいかがですか。

17に関しては、協議会をやめるということになりましたので、ここはよろしいでしょうか。

【委員】

17はいいのですけれども、14、15、17は、片や先生の数を増やして、きめ細かい授業ができて、だから学力が上がるのですという。片や、確かな学力というのは、単なる学力じゃなくて、いろいろな総合力を高めようと言っている。何かやっていることと目指していることのミスマッチがあるように思う。

特に14「確かな学力の育成」については予算の大きさや効果に疑問がある。19「地域との協働連携による学校の運営」を推進すべきではないかと思う。

【部会長】

ただ、14「確かな学力の育成」に関しては「事業の目的をより明確にし、事業名を見直すことを検討しています」と回答していますね。

名前だけではなくて、例えば地域連携の中で、19の中で14のことも考えたらどうかということですね。わかりました。ではこの辺もお聞きするということにしましょう。

25「歯から始める子育て支援」。これはよろしいかと思います。

27「元気館事業の推進」です。これは経常事業に組みかえられるということで、本来、今回の評価対象から外れる事業なので、ここはこのままでいいかと思います。

137「女性の健康支援」です。この回答でよろしいでしょう。

30「高齢者を地域で支える仕組みづくり」です。認知症高齢者支援体制の推進全体の中で認知症サポーターを考えていますということでしょうか。

【委員】

これは、高齢者サービス課だけではできないですね。ネットワークづくりとか、認知症サポーターの数を講座でどんどん増やして、職員もどんどん講座に出て、講座で勉強した人たちが実際に認知症サポーターとして地域で活動できるためには、もっと多様な包括ケアみたいなシステムがいるはずです。

そういうものをどう作って実効を上げていかないと。認知症はこれからどんどん増えていくわけですし。

【部会長】

認知症サポーターになった後のフォローアップとしては、研修会を開いていますというご回答ですね。

【委員】

それは必要なのですがそれだけじゃだめだと思います。

【部会長】

一体どういうネットワークで「高齢者を地域で支える地域づくり」をするのかお聞きしたいということですね。

【事務局】

「高齢者を地域で支える地域づくり」は、健康部も福祉部もすべてまたがったものです。全部を呼ぶわけにいかないの、そうすると、認知症サポーターということに限定して、認知症サポーターが全体の中のどういう役割を果たしているのか、どこまでを期待するのかなどということであれば説明ができるかと思いますが、全体の中のどういう位置づけかと聞かれると難しいかもしれません。

【部会長】

警察、消防まで入るわけですからね、広く言うと。

【委員】

それはそうですけれど、介護が必要な人とか、医療が必要な人とか、そういう人を地域包括でケアしようということですよ。育成した認知症サポーターに、地域ネットワークの中でどのように実働してもらうのかという具体的なことが必要だと思う。

【委員】

実働部隊としての養成ということでない場合もあるのではないのでしょうか。地域にそういう事実とか必要性を知ってもらって、急に支援の手が必要なときには手を差し伸べられる、そういうマインドを持った人を育てるという位置づけではないかと思う。この事業の中でサポーターにどこまで求めているのかを確認することは必要だと思うけれど、そういう大きなシステムにつなげていくべきかどうかをどのように考えているのか、まずその辺をお聞きすればいいのではないかと思う。

【委員】

この講座は中学生なども受けている。中学生に向けて、その後何かを期待するかというと、そういうわけにもいかないと思う。名前はサポーターだけれど、実際は理解を深めてもらうための講座のような気がする。サポーターステップアップ研修というものが行われているので、そこで多少実働的に働けそうな人をすくい上げているのだろうと思う。その辺のやり方を聞いてみるのもいいと思う。

【部会長】

地域見守り協力事業のほうに移行してもらう方もいる、その方が昨年度は694人ということです。その辺を今後どういうふうにしていくのかお聞きできるかと思います。サポーターを具体的にこれからどういうふうに活用していくのか。フォローアップ研修とか、地域見守り隊の方への意向みたいなところ、その人たちに協力員として紹介したのがどのくらいいるのか、というあたりのことを伺いたいということで、よろしいでしょうか。

じゃ、お呼びするというで。

次に31「介護保険サービスの基盤整備」です。これに関してはどういたしましょう。

結局、土地がないとか、事業者がなかなか手を挙げてくれないということで、小規模多機能とかグループホームでうまく予定の目標値に達しなかったということです。これは新宿区独自の、土地が高いとか、いろんな要件が入ってくるので、できなかったということだけでどうこうとは言えないのかなと思っています。いろんな視点を踏まえて、今後検討しますという言い方になっているので、これ以上お聞きしにくいかなと思っていますが、特にこういうところを確認したいというものがあれば、お呼びすることは構わないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】

今出ている回答以上のことを聞くのは無理なんじゃないか。

【委員】

私はこれを読んで納得はしたのですけれども、なるほどということで。

【委員】

1,300人を超える待機者がいます。この数がどんどん増えていきますね。

【部会長】

ここは来年度以降のこともあるので、ひとまずこれでいいと判断させていただいてよろしいでしょうか。

【部会長】

36「高齢者の社会参加と生きがいの拠点整備」です。いかがでしょうか。

実績を教えてほしいということに対しては、折り紙教室などやっていますとかということが書いてありますね。

この事業の目的としては、高田馬場シニア活動館の指定管理制度の導入と、高田馬場シニア活動館の本格活用という2つです。これに関しては達成されたということぐらいしか言えないかなと思う。事業として達成されていますので、これはこれでいいかと思います。

【委員】

シニア活動館は、ことぶき館にボランティア、社会貢献を付加したような設備ですよ。類似の制度としてシルバー人材センターや社協のボランティアシステムというのがあるけれど、そういうものとのすみ分け、社会貢献に対するすみ分けを、どういうふうにしているのか。その視点から、シニア活動館をこれから増やしていくべきなのか、もっと違うところに力を入れるべきなのか、そういう点は知りたいと思う。

終了したという2つの施設がどういう変貌を遂げたかとか、活動内容の変化がこんなに変わりましたということでもいいのですが。

【部会長】

そうすると、100「シニア活動館における指定管理者制度の活用」で聞いたほうがいいと思いますが、どうでしょう。

柔軟なサービスの提供が可能としているが、ニーズに対応した事業展開がなされ、利用者の反応はどうであったか。アンケートを取っていますとか書いてあるのですが、このあたりをもう少し聞くということではいかがでしょう。

同じ高齢サービス課なのですが、そちらのほうが適切かなという気がするのですが。それにシニア活動館全体について聞けますので。こちらのほうで、高齢サービス課をお呼びして、シニア活動館全体について計画事業で聞くということではよろしいでしょうか。

次に131「高齢者総合相談センターの機能強化」です。

新宿区は地域包括センターを高齢者総合相談センターに名称を変えて実施するということをやっております。それについてお答えをいただいているのですが、どうでしょうか。

【委員】

積極的に町会・自治会、あるいは地区協議会と、参加要請、意見交換等をしているという回答をいただきましたので、今後この方針でやっていただければいいと思います。

【部会長】

わかりました。

区政運営編にいきまして、99「児童館における指定管理者制度の活用」です。

先ほど③の子どもを預ける保護者から、学習や医療等のサービスを実施をすることについて希望・要望はないかと質問を出しておりますが。出ていませんという回答は、これはないだろうということで、この辺は一応お聞きするという事でよろしいでしょうか。

意見を聞くためにどのような体制をとっているかを聞くということで。

【委員】

無いというのだから無いのでしょうか。ですから結構です。

【委員】

児童館がこういう指定管理者制度のもとで今後も行われていくのか、方向性ですとか、適性についてどう考えているのかお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

【部会長】

アンケートとか懇談会で、どんな意見が出ていて、それに対して次年度直すというか、拡大するというか、要望にこたえるような努力はしているかということは聞けると思います。お呼びして、その辺をお聞きするという事にしましょう。

シニア活動館については、先ほどお呼びすることにしました。

次に101「地域交流館における指定管理者制度の活用」。これも指定管理者制度のことになります。いかがでしょうか。

【委員】

地域交流館というのはどういうところなのでしょうか。シニア活動館やことぶき館とは違うのですよね。

【事務局】

ことぶき館の利用者を拡大するとともに、幅広い活動が展開できるようにするため、従来の機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点として、新たな機能を加えたシニア活動館と、多世代交流や介護予防などに地域ぐるみで取り組む場である地域交流館に分けています。

【委員】

ことぶき館は60歳以上の人が行けて、いろいろそこで碁をやったり将棋をやったり、踊りを踊ったり、お風呂に入ったりする。それにボランティア活動を付加しましたというのがシニア活動館で、地域交流館というのは、高齢者だけではなくて、三世代交流みたいな区分ですね。

【部会長】

あとは、介護予防です。

シニア活動館をお呼びするので、それらのことはお聞きしましょう。

次に102「図書館における指定管理者制度の活用」です。図書館に関しては、指定管理者になって、開館時間も延びて良かったように書かれていますが、いかがでしょうか。計画事業としては、これでいいかなと思いましたが。

【委員】

使っているほうとしては良かったと思いますけれども、開館時間が伸びて、労働環境とかそういうのが悪化していないのか、その心配はあります。

【部会長】

その辺は労働環境モニタリングに期待するということかと思います。

【部会長】

次に105「保育園用務業務の見直し」と106「学校給食の民間委託」に関しては、いかがでしょうか。105は民間事業者への委託により、経費が削減になりますということなのですが。

【委員】

用務業務職員って、何をやる人なのですか。

【事務局】

用務業務職員は、清掃が主になります。

【委員】

清掃ですか。その人は、区の職員だったのですか。

【事務局】

そうです。用務職ということです。

【委員】

それが委託になって、これまでの用務員は教育委員会に戻すということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

用務業務を、委託することで経費を削減して、退職者がいない場合は教育委員会の異動を検討するとありました。おそらく教育委員会に退職者がいて、そこに穴埋めすることなのでしょう。それについては納得しました。

【部会長】

106はどうでしょうか。よろしいですか。

では、ヒアリングの対象としましては、福祉部地域福祉課、子ども家庭部男女共同参画課、教育委員会教育支援課、福祉部高齢者サービス課、子ども家庭部子ども総合センター、ということでしょうか。

【事務局】

教育委員会教育支援課についてですが、他事業との連携ということだと主管課としても回答出来ないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】

呼びたいな。教育に対する基本的な考え方を聞きたい。特に確かな学力についてはちょっと納得できていない。

【委員】

予算の規模が大きいからね。

【部会長】

そうですね。確かにそこは本当に検討していただかなければいけない問題です。

それでは私どもが出した質問に関して、もう少し具体的に教えてほしいということで。教育支援課と、教育指導課をお願いします。

よろしくお願いいたします。

今日は長い間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

＜閉会＞